

社援保発0330第2号  
令和3年3月30日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（公 印 省 略）

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の  
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

## ○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p>	<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p>
<p>第1～4 (略)</p>	<p>第1～4 (略)</p>
<p>第5 扶養義務の取扱い</p>	<p>第5 扶養義務の取扱い</p>
<p>問1 (略)</p>	<p>問1 (略)</p>
<p>問2 <u>局長通知第5の2の(1)</u>による扶養の可能性の調査により、例えば、</p> <p>① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者</p> <p>② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者</p> <p>③ 夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者</p> <p>であって、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の<u>局長通知第5の2の(2)及び(3)</u>の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。</p>	<p>問2 <u>局長通知第5の2の(1)</u>による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、<u>要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第5の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。</u></p>
<p>答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、<u>局長通知第5の2の(2)のアのただし書き</u>にいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。<u>なお、③の場合は、直接照会することが真に適当でない場合として取り扱うこと。</u></p> <p>2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。<u>なお、③の場合は、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。</u></p> <p>3 また、1又は2のいずれの場合も、当該検討結果及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。</p>	<p>答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、<u>局長通知第5の2の(2)のアのただし書き</u>にいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。</p> <p>2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。</p> <p>3 <u>なお、「夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者」については、1又は2のいずれの場合も、それぞれ、直接照会することが真に適当でない場合又は扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。</u></p>

<p>問 3～5 (略)</p> <p>第 6～第 7 (略)</p> <p>第 8 収入の認定</p> <p>問 1～問 39 (略)</p> <p>問 40 局長通知第 8 の 2 の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。</p> <p>答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。</p> <p>なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 成年後見人、保佐人、補助人の申立てや報酬のために必要な経費。ただし、この取扱いに当たっては、自立更生計画の策定を要しないこととする。</u></p> <p>問 41～問 63 (略)</p> <p>第 9～第 14 (略)</p>	<p><u>4</u> また、1又は2のいずれの場合も、当該検討結果及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。</p> <p>問 3～5 (略)</p> <p>第 6～第 7 (略)</p> <p>第 8 収入の認定</p> <p>問 1～問 39 (略)</p> <p>問 40 局長通知第 8 の 2 の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。</p> <p>答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。</p> <p>なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>問 41～問 63 (略)</p> <p>第 9～第 14 (略)</p>
---	---